

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

##### (1) 地域の災害等リスク

###### ① 城里町の現状

平成17年2月1日、常北町、桂村、七会村が合併し、新制の城里町が発足した。

###### 【位置、地勢】

城里町は、茨城県の西北部に位置し、概ね東経140度15分から140度25分、北緯36度25分から36度33分にあり、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂市と那珂川が境界をなしている。北は常陸大宮市に、西は栃木県茂木町に接していて、東西に約19km、南北には約13kmに及び、総面積は161.80km<sup>2</sup>で、60.6%を森林が占めている。

東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地等に利用され、国道123号沿線を中心に、多くの住民が居住している。那珂川沿いの那珂川低地は両側を台地に挟まれる、自然堤防・旧河道のみられる氾濫平野である。

中西部は、八溝山系の南縁部の鶴足山地が広がり標高200m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設等に利用され、自然や歴史を感じる地域となっている。

町の大半を占める東茨城台地群は砂礫台地よりなり、上位・中位・下位上段・下位の4つに分けられ、上位台地は低地との比高が30mにも及ぶ青山台地に相当する。中位は比高15~20m、下位台地上段は比高1~3m、下位台地は比高約1mで那珂川右岸段丘に相当する。

西部は主に山林で河川に沿って開けた低地で農業が行われており、鶴足山（431m）が最高峰である。

###### 【地質・土壌】

城里町の南東部の地質は、山地を形成する固結堆積物・半固結堆積物、台地を形成する半固結堆積物・未固結堆積物、低地を形成する未固結堆積物がみられる。

鶴足山地の固結堆積物として、粘板岩を主とし砂岩・石灰岩・チャートを挟む風間層、中生代の高度に固結した砂岩頁岩互層よりなる国見山層、また半固結堆積物として国見山層の上位に浮石質綠色凝灰岩・基底礫岩よりなる勝見沢層がある。

台地を形成する地質は、下位より勝見沢層、シルト岩・凝灰質シルト岩からなる石塚層、礫・砂層・泥層からなる段丘堆積物、火山性降下物である関東ロームがみられる。

谷底平野は沖積世の堆積物で形成されており、その構成物質は礫・砂及び泥である。また、自然堤防の表層の構成物質は主に砂、シルトである。

本町東北部の台地は、粘土質頁岩・凝灰岩・砂岩等の第三紀層の上に、砂礫層ができ、その上にローム層が覆い被さってできた。この台地は、太古は海底にあったもので、海底で火山灰や砂がかたまって第三紀層ができ、後それが隆起して陸となり、その上に、富士・浅間系の火山灰が堆積してローム層となった。



ローム層は、下部では粘土質であるが、上部は腐植土をまじえて、黒色又は茶色である。岩船地区にはあわ土と呼ばれる浮石層が、厚さ20~30cmで分布している。

山地の東端部である下阿野沢・高根・岩船には、花崗岩・石英斑岩がある。これは高取鉱山や錫高野の錫石・マンガン・重石の鉱床となっている。那珂川右岸の低地は、洪積地の堆積で生じた沖積低地で旧沢山・坪となっている。沢山山地には、一段ないし二段丘を残している。

なお、本町周辺においては、明瞭な活断層は見いだされていない。

### 【気象】

本町の気候はいわゆる太平洋岸気候で温和である。夏は高温多湿で、冬は晴天の日が多く乾燥している。

年間降雨量は1,300mmを超える程度で、各地の雨量と比較すると少ない地域に属する。

また、本町は太平洋岸の季節風帯にあり、冬は主として北西風の風であるが、越後山脈等の中央山地を吹き越して、関東に吹き込む頃には水蒸気はだいぶ失われて、非常に乾燥した「からつ風」になる。従って冬季は晴天の日が多く、平均風速は2~3mである。冬季は、湿度が極めて少ないと相まって、強い風が吹くときは、乾きのため寒さを強く感じる。しかし、北西に山をひかえてこの風が遮られる住谷あたりは、気温の反転現象によって暖かく、みかんの栽培もみられた。

夏は南又は東、北東の風向が多い。春に南東から吹く風を「いなさ」と呼んでいる。「春のいなさは鉄（くろがね）も通す」といわれ、かなり寒冷である。これは、東日本から北関東沿岸にかけて現れる著しい寒風で、親潮による地方風である。「いなさ」が春から夏にわたって長く吹いていると、気温の上昇を妨げて、稲作に冷害を及ぼすこともある。

## ② 想定される地域の災害リスク

〈地震災害：茨城県地震被害想定調査報告書〉

### 茨城県を震源地とした被害想定

No.	地震名	想定	地震規模(Mw)	城里町の最大震度
1	茨城県南部の地震（茨城県南部）	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	7.3	5強
2	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	県北部の活断層による地震の被害	7.1	5強
3	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震（茨城県沖～房総半島沖）	津波による被害	8.4	5強

本町直下で兵庫県南部地震と同規模の地震が発生した場合、本町における地震被害の想定結果を以下に表示する。

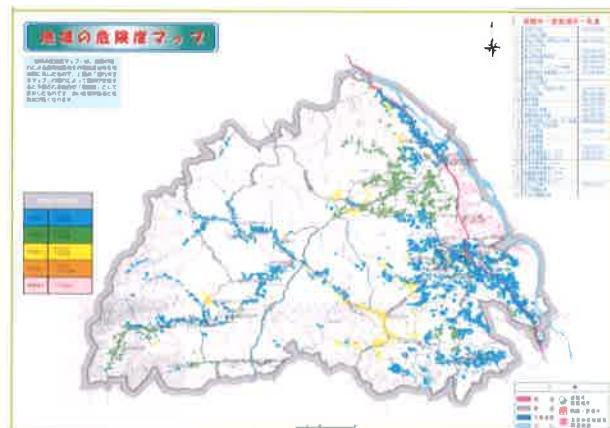
これによると、本町の震度は5強～6弱、建物被害は、昭和46年以前の木造建物に集中し、木造建物全壊が124棟と推定される。また、人的被害は、死者・重傷者とも、発生は無く、軽傷者数が2,103人と推定される。

〈本町における被害想定〉

被害区分	種 別	想 定 地 震 被 害		
		常北地区	桂地区	七会地区
想定震度		6 弱	6 弱	5 強
建物被害 (棟)	木造建物 全壊数 (棟)	S 46年以前	52	60
		S 56年以前	4	8
		S 57年以降	0	0
	非木造建物 大破数 (棟)	S 56年以前	0	0
		S 57年以降	0	0
	計	56	68	0
人的被害 (人)	全死者数 (人)		0	0
	全負傷者 (人)	重篤者数	0	0
		重傷者	0	0
		軽傷者	1,344	735
	計	1,344	735	24



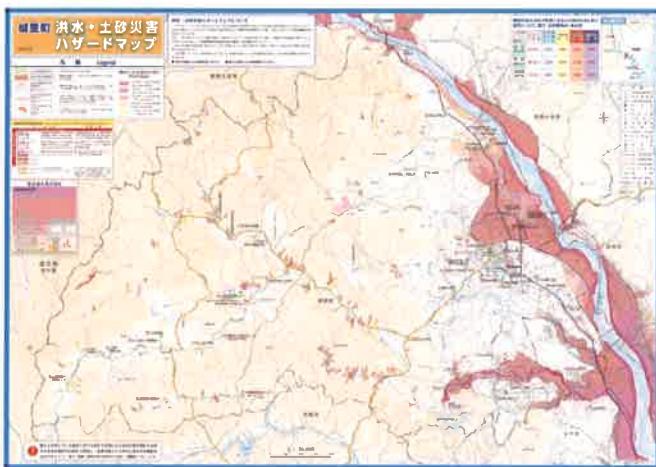
【城里町揺れやすさマップ】



【城里町危険度マップ】

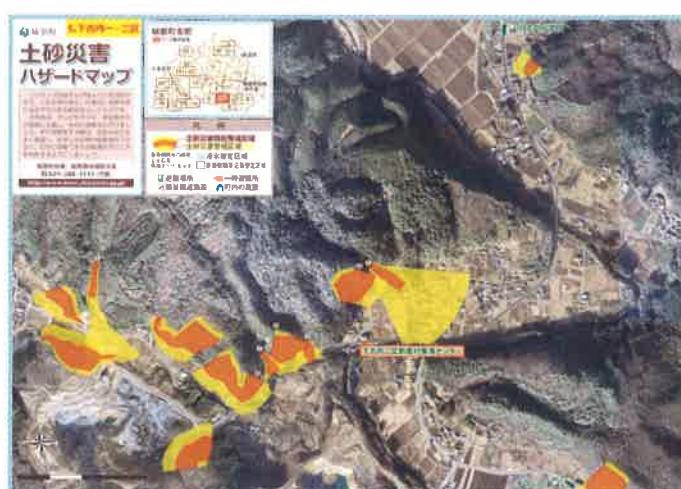
## <洪水>

那珂川水系那珂川流域全体 48 時間総雨量 459mm、藤井川流域全体 48 時間総雨量 833mm の降雨がある場合、最大浸水深 10m～20mが予測されている。



## <土砂災害>

土砂災害警戒区域としては、主として藤井川沿いに面した上古内・上赤沢地区が指定されている。土砂災害特別警戒区域としては、下古内地区が指定されている。



### ＜原子力災害：城里町原子力災害対策計画編＞

原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針において、対象施設から概ね半径30kmを「緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective ActionPlanning Zone）」と位置付けている。

この考え方を踏まえ、城里町の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおり示されている。

実用発電用原子炉の緊急防護措置を準備する区域（U P Z注1）

対象となる原子力事業所の名称	区域の範囲 (施設からの距離)	対象区域
日本原子力発電(株)東海第二発電所 (略称：原電東海)	(U P Z) 約30km	徳蔵、上下赤沢、 真端以外の町全域

※ 注1)：原子力災害対策指針における緊急時防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action Planning Zone）：放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域

### ＜感染症＞

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

感染症の場合、自然災害と違い全業種が即時事業停止に陥ることはなく、時間差で事業継続に影響がでてくる。飲食店の場合は、休業要請に伴う休業や時短営業による影響、また小売・サービス業を含めて外出自粛による消費力低下により売上が急減する。

製造業や建設業においては、海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注の停止や着工遅延やキャンセルなどの影響がでる。

### （2）商工業者の状況

- ・商工業者数 718人
- ・小規模事業者数 555人

### ＜城里町の商工業者数（※括弧内は小規模事業所数で内数）＞

業種分類	平成26年	備考（事業所の立地状況等）
鉱業、碎石業、砂利採取業	1（1）	町内に広く分散している
建設業	143（139）	町内に広く分散している
製造業	92（81）	町内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	2（0）	町内に広く分散している
情報通信業	2（1）	町内に広く分散している
運輸業、郵便	14（4）	町内に広く分散している

卸売業、小売業		173 ( 122)	町内に広く分散している
金融業、保険業		5 ( 3)	町内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業		8 ( 7)	町内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業		20 ( 17)	町内に広く分散している
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	4 ( 4)	町内に広く分散している
	飲食サービス業	42 ( 33)	町内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	旅行業、娯楽業	17 ( 9)	町内に広く分散している
	その他	61 ( 59)	町内に広く分散している
教育、学習支援業		29 ( 15)	町内に広く分散している
医療、福祉		39 ( 16)	町内に広く分散している
複合サービス事業		10 ( 4)	町内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）		43 ( 34)	町内に広く分散している
公務（他に分類されるものを除く）		13 ( 6)	町内に広く分散している
合計		718 ( 555)	

「平成26年経済センサス - 基礎調査結果」(総務省統計局)

### (3) これまでの取組

#### 1) 城里町の取組

##### ① 城里町地域防災計画の策定（平成 30 年 11 月改訂）

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、城里町防災会議が作成する計画であって、町、県及び防災関係機関や公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、町の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

##### ② 城里町国土強靭化地域計画の策定（令和 3 年 9 月）

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法」第 13 条の規定に基づく国土強靭化地域計画として策定する。

また、国の「国土強靭化基本計画」、茨城県の「茨城県国土強靭化計画」と調和を図ると同時に本町の「第 2 次城里町総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付ける。

##### ③ 第 2 次城里町総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、安心・安全な生活基盤のあるまちの実現として、「城里町地域防災計画」に基づき、山間部と河川を有する町の特性を踏まえた土砂災害や水害等への対策に努めている。

##### ④ 避難所の備蓄物資及び設備の整備

地震発生時に備え、避難所又はその近傍において備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努める。

##### ⑤ 城里町新型インフルエンザ等行動計画（平成 27 年 3 月）

本計画は、「新型インフルエンザ対策特別措置法」第 8 条の規定に基づき、町域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当町が実施する措置等を定める。

#### 2) 商工会の取組

##### ・事業者へ B C P （事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者 B C P とする。）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

##### ・事業者 B C P 策定セミナーの周知・斡旋

B C P の必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けの B C P 策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

##### ・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業 P L 保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

- ・防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の事務所保守を目的に、発電機、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、救急用品、工具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当事務所内に備蓄している。

- ・防災訓練の参加

城里町（コミュニティセンター城里）が実施する防災訓練への参加及び協力

(感染症)

- ・特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や県、町の施策の情報提供）、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、城里町と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

## 2 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制など具体的な体制が整備されていない。そのために次の点が商工会および管内事業者の課題となっている。

(商工会の課題)

- ・緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。
- ・当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地、事務所間とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

## 3 目標

- ・管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生時において速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

- ◆事業継続力強化計画認定 13社／5年
- ◆各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）10社／5年
  - [ 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、]  
福祉共済、貯蓄共済、その他

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### (ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 B C P （事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 B C P の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、 I T やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### (イ) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和 4 年度に事業継続計画（ B C P ）を策定（別添）。

##### (ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### <目標>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①セミナー開催数	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回
②セミナー参加者数	5 社	5 社	7 社	7 社	7 社
③ B C P プラン策定	2 件	2 件	3 件	3 件	3 件

### (エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況を確認する。
- ・事業者B C P策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて城里町事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

### (オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。  
(訓練は必要に応じて実施する)。

## (2) 発災後の対策

### ■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。  
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、城里町における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

##### 〈豪雨における例〉

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に勤務する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に町、茨城県商工会連合会と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li><li>④復興支援業務</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①相談窓口の設置</li><li>②被害調査</li><li>③経営課題把握</li></ul>
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

### ③ 被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

### ■ 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

#### ① 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

#### ② 管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

#### ③ 被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

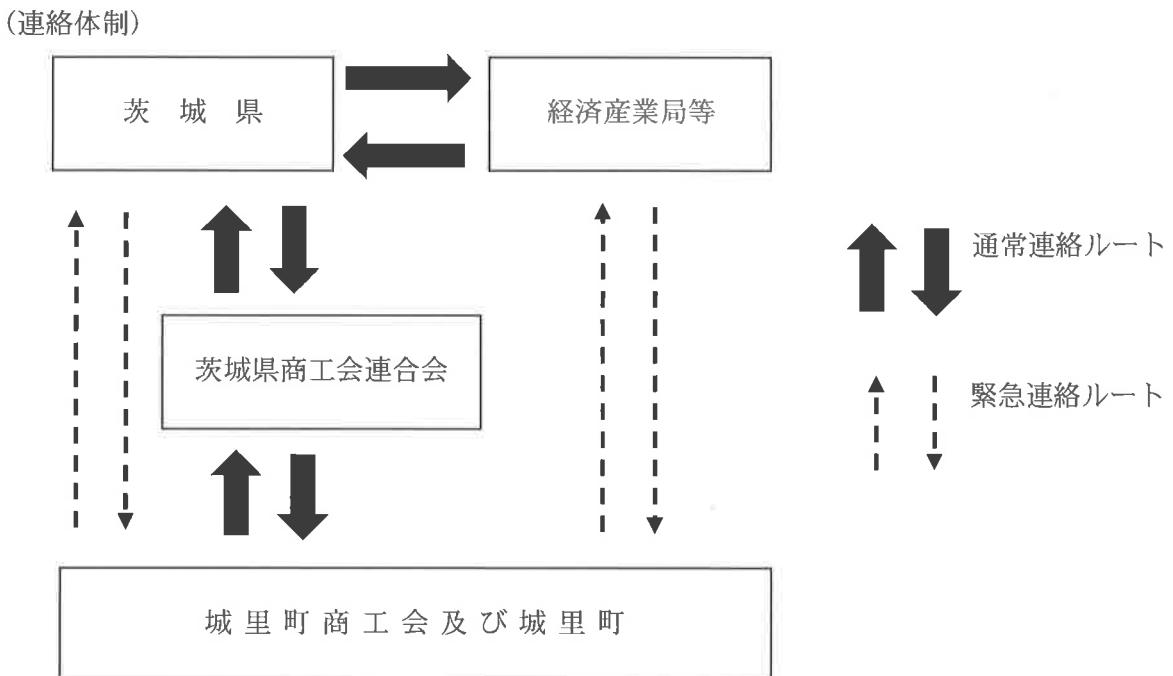
海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

#### ④ 被害情報の報告

- ・当会と当町で情報を共有した上で、当町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より県連合会を通じて茨城県へ報告する。



## (被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、城里町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
  - ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
  - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
  - ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ等で周知する。
  - ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

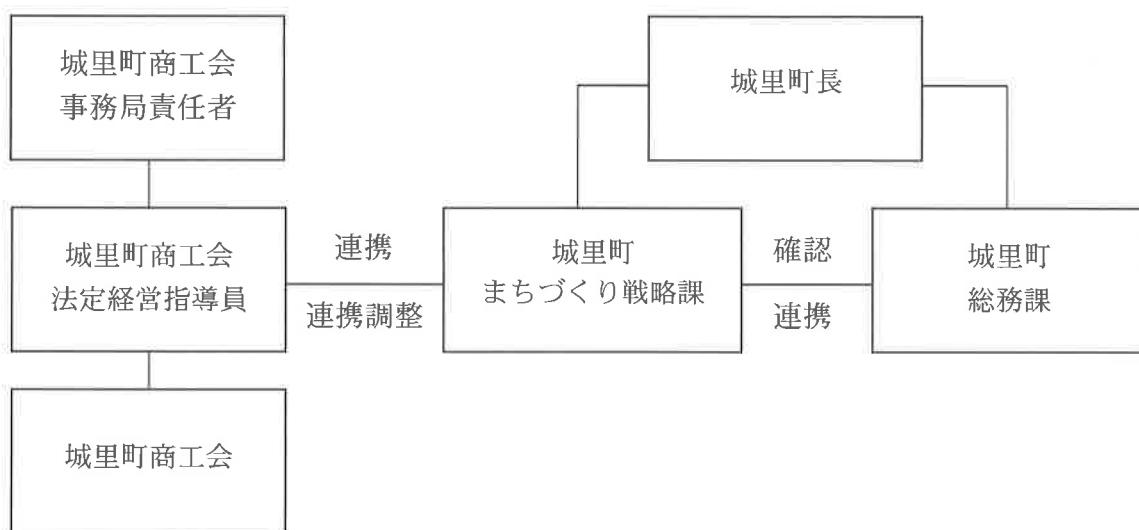
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年3月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 市村 千洋 【連絡先は後述（3）①参照】

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①城里町商工会

〒311-4303 茨城県東茨城郡城里町石塚1428番地の1  
TEL：029-291-8894 / FAX：029-291-8897  
E-mail：info@shirosato.biz

②城里町役場 まちづくり戦略課

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚1428番地の25  
TEL：029-288-3111 / FAX：029-288-3113  
E-mail：machi@town.shirosato.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
専門家派遣費	80	80	80	80	80
会議運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作成費	30	30	30	30	30
防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

調達方法

会費収入、県・町補助金、事業収入など

ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携無し